特定計量器型式承認

○独立行政法人産業技術総合研究所公告第44号

計量法（平成４年法律第51号）第89条第１項の規定に基づき、平成23年９月27日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。

平成23年10月14日

独立行政法人産業技術総合研究所
理事長　野間口　有

１、承認番号　第H115号
２、名称　欧姆龍（大連）有限公司
３、住所　中華人民共和国大連市経済技術開発区松江路３号
４、特定計量器の種類　抵抗体温計

○独立行政法人産業技術総合研究所公告第45号

計量法（平成４年法律第51号）第81条第１項の規定に基づき、平成23年９月27日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。

平成23年10月14日

独立行政法人産業技術総合研究所
理事長　野間口　有

１、承認番号　第ＳＡＮ112号
２、名称　ＡＢＢ株式会社
３、住所　東京都渋谷区桜丘町26―１
４、特定計量器の種類　非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計

１、承認番号　第ＳＡＳ112号
２、名称　ＡＢＢ株式会社
３、住所　東京都渋谷区桜丘町26―１
４、特定計量器の種類　非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計

１、承認番号　第ＳＡＣ112号
２、名称　ＡＢＢ株式会社
３、住所　東京都渋谷区桜丘町26―１
４、特定計量器の種類　非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計

１、承認番号　第ＳＦ112号
２、名称　ＡＢＢ株式会社
３、住所　東京都渋谷区桜丘町26―１
４、特定計量器の種類　磁気式酸素濃度計

再生計画案の公告

預金保険機構は、平成23年11月15日に開催される日本振興銀行株式会社（以下「日本振興銀行」といいます。）の債権者集会において、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成８年法律第95号）第466条に規定する機構代理預金者の代理人として議決権を行使し、日本振興銀行の再生計画案の全ての条項につき同意する予定にありますので、同法第471条第２項の規定に基づき、下記のとおり当該再生計画案を公告します。

平成23年10月14日

預金保険機構
理事長　田**邉**　昌徳

記

平成22年（再）第91号　再生手続開始申立事件
再生債務者　日本振興銀行株式会社

再生計画案

平成23年７月27日

東京地方裁判所民事第20部　御中

再生債務者　日本振興銀行株式会社
再生債務者代理人弁護士　多比羅　誠
同　腰塚　和男
同　加々美博久
同　富永　浩明
同　清水　祐介
同　三枝　知央
同　清水　靖博
同　髙橋　優

第１（再生債務者の概要）

再生債務者日本振興銀行株式会社（以下「再生債務者」という。）は、中小企業等向け融資と定期預金の受入れを事業内容として、平成15年４月10日に設立された後、平成16年４月13日に銀行業の免許を受け、同月21日に開業した銀行である。

再生債務者は、主として、中小企業等向け融資に関する、一般的な事業性ローンの外、業種別ローンや地域別ローンを多数取り扱ってきた。また、定期預金について、一般的な来店方式の個人・法人向け定期預金や積立定期預金の外、郵送方式の個人・法人向け定期預金、インターネット方式の個人向け定期預金、各種特典付き定期預金、各種寄付金付き定期預金を取り扱ってきた。

第２（再生手続開始に至った事情）

１（再生債務者の開業と事業の拡大）

再生債務者は、開業時から中小企業等向け融資と定期預金の受入れという事業目的に沿った経営方針をとる中、ここ数年は、国内金融機関の中では高い金利を付して預金を集めたり、ノンバンクからの債権の買取りや親密先企業等への融資を積極化させたりしながら、店舗の全国展開を加速させ、急速に事業を拡大してきた。

２（再生債務者への立入検査と行政処分等）

このような中、再生債務者は、平成21年５月から平成22年４月までの約11か月間、金融庁による立入検査（基準日平成21年３月31日）を受けた（銀行法25条・59条１項）。その結果、経営管理態勢、法令等遵守態勢、顧客保護等管理態勢、大口融資や債権買取業務に関する信用リスク管理態勢及び資産査定管理態勢等の不備が認められた。そこで、金融庁長官は、平成22年４月27日、再生債務者に対し、検査結果を通知するとともに、各種法令違反やリスク管理態勢等の不備に対する認識に関する報告を求めた（銀行法24条・59条１項）。

その結果、検査忌避等の重大な法令違反等が認められ、また、リスク管理態勢等に関して、業務の適切かつ健全な運営を実行する上で重大な問題が認められたことから、金融庁長官は、平成22年５月27日、再生債務者に対し、同年６月７日から同年９月30日まで大口融資（１億円超。但し、既往顧客の借換えは除く。）及び債権買取業務、融資・預金の勧誘等といった各業務の停止命令とともに、受検態勢、法令等遵守態勢、顧客保護等管理態勢、信用リスク管理態勢及び資産査定管理態勢等とそれに関連する経営管理態勢の抜本的再構築を求める業務改善命令を発した（銀行法26条・59条１項）。

３（再生債務者による債務超過の申出と管理を命ずる処分等）

再生債務者は、前記行政処分を受け、平成22年６月15日、特別調査委員会を設置し、上記行政処分で指摘された法令違反等の原因究明及び類似の法令違反の有無並びに再生債務者の大口融資先の管理状況、特に親密先企業等に対する融資の実態解明の調査等を行った。

当該調査を踏まえ、再生債務者は、大口融資先の信用状況の適切な実態把握や自己査定マニュアルの改訂等を行った上で、資産査定を実施した結果、多額の貸倒引当金の追加計上が必要となった。

また、再生債務者がノンバンクから買い取った貸出債権については、信託銀行との関係で劣後している債権があり、平成22年７月に裁判で敗訴したことを受けて、それに伴う訴訟損失引当金の計上等も余儀なくされた。

これを受けて、再生債務者は、自己資本充実策を模索したものの、投資家を見つけるには至らず、平成22年９月10日、金融庁長官に対し、約1870億円の債務超過に陥っており、その財産をもって債務を完済することができない旨を申し出た（預金保険法74条５項）。この申出を受け、金融庁長官は、再生債務者に対し、同日、資産の劣化を防止し、預金者及びその他の顧客の保護に万全を期すための各措置を求める業務改善命令と平成22年９月12日までの業務停止命令を発するとともに（銀行法26条）、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分をし、それと同時に預金保険機構を金融整理管財人に選任した（預金保険法74条１項・77条２項・78条２項）。そして、平成22年９月10日、再生債務者は、東京地方裁判所に対し再生手続開始の申立てを行い、同月13日、同裁判所より再生手続開始決定を受けた。

第３（金融機関の破綻処理の基本方針）

金融機関の破綻処理のあり方について、平成７年12月22日付け金融制度調査会答申「金融システム安定化のための諸施策―市場規律に基づく新しい金融システムの構築―」（ジュリスト1085号（1996年３月１日号）39頁以下）は、「金融機関の破綻処理においては預金保険が発動されることとなるが、預金保険の発動により保護されるべきは預金者、信用秩序であり、破綻金融機関、経営者、株主・出資者、従業員ではない。したがって、預金保険の発動に際しては、㋐破綻金融機関は存続させないこと、㋑経営者の退任及び民事・刑事上の厳格な責任追及が行われること、㋒株主・出資者の損失負担が行われること、が前提条件となる。」としている（前掲ジュリスト41頁）。